

各種特設相談 相談者の秘密は厳守します。気軽に利用ください。				
相談名	日時	場所(所在地など)	相談内容	問・申込
子どもの心理相談会	8月18日(月) 10時、11時、13時、14時(予約制)	矢本保健相談センター	お子さんの成長や育ちに合わせたかかり方について、心理士による個別相談	■問 健康推進課子ども健康係 ☎内線3108
こころの健康相談(精神保健福祉相談)	8月6日(水) 14時、15時、16時(予約制)		精神科医療機関への受診を迷っている、眠れないなどのこころの悩みを抱えている方・そのご家族に対する精神科医による個別相談	■申込 8月1日(金)までに電話などで申込 ■問 健康推進課健康支援係 ☎内線3109
精神保健福祉相談	8月20日(水) 14時～17時(予約制)	宮城県東部保健福祉事務所	眠れない、イライラする等のこころの健康について相談したい方や精神科のクリニック等への受診を迷っている方・家族に対する精神科医による個別相談	■申込 相談日の1週間前までに電話などで申込 ■問 宮城県東部保健福祉事務所 母子・障害班 ☎95-1431
アルコール関連相談	8月15日(金) 10時～15時(予約制)	(所在地:石巻市あゆみ野5丁目7番地、宮城県石巻合同庁舎)	アルコールやギャンブル関連の問題で困っている方・家族・関係者に対する精神保健福祉士による個別相談	
思春期・青年期等専門相談	9月11日(木) 13時～16時(予約制)		ひきこもり状態にある方、または家族や関係者に対する精神保健福祉士による個別相談	
特設人権相談	8月1日(金)10時～15時 予約不要	市コミュニティセンター	いじめ、暴力、隣近所とのめめ事、その他人権に関する相談	■問 仙台法務局石巻支局 ☎22-6188 市民生活課戸籍住民係 ☎内線1122
消費生活相談	月・水・金曜(祝日を除く) 9時～15時	市役所市民生活課(1階消費生活相談室)	悪質商法、不当請求、契約トラブル(クーリングオフ)などの消費生活をめぐる問題に関する相談	■問 市民生活課消費生活相談員 ☎内線1294
行政相談	8月8日(金) 13時～15時	市役所矢本庁舎 第4相談室	国・自治体の行政や郵便局・NTT、独立行政法人などの業務に関する相談	■問 総務課総務係 ☎内線1217
法律相談	8月21日(木) 10時～16時	小野市民センター会議室	弁護士による家族、多重債務などの法律相談	
相続登記専門司法書士無料相談会	8月27日(水) ①13時～13時45分 ②14時～14時45分 ③15時～15時45分 ④16時～16時45分	市役所矢本庁舎 ※会場を案内しますので、復興政策課までお声がけください。	令和6年4月1日に施行された不動産の相続登記義務化に伴い、不動産の相続が生じたが何から始めれば良いか相談したい、将来子どもに不動産を相続するのにトラブルがないように準備したいなどのお悩みに対し、市内にある不動産の所有者、またはその相続人(今後見込みのある方を含む)を対象に司法書士が相談をお受けします。	■申込 宮城県司法書士会 ☎022-263-6755 ■問 復興政策課地方創生・基地対策係 ☎内線1234
空き家無料相談会	8月22日(金) ①13時～13時45分、②14時～14時45分、③15時～15時45分、④16時～16時45分 ■定員 各時間帯1組(先着順)	市役所矢本庁舎101会議室	現在ある空き家だけでなく、将来的な対策・予防・活用を含めて、空き家に関するお悩みを専門家に相談できる無料相談会を開催します。市内にある空き家の所有者、またはその相続人(今後見込みのある方を含む)を対象に、「空き家を相続した何から始めれば良いか相談したい」、「今住んでいる家が空き家になった時にトラブルがないように準備したい」などのお悩みに、専門家がお応えします。	■申込 下記担当へ電話予約 ■問 復興政策課地方創生・基地対策係 ☎内線1234
みやぎ女性のための出張相談in石巻	8月6日(水)、9月3日(水)、10月1日(水) 各10時30分～16時(1人約50分)参加無料	県石巻合同庁舎	県内在住で、DVや離婚、パワハラ、セクハラ、家庭の問題、シングルマザーの子育てなどで悩んでいる女性(匿名での参加可)を対象に、NPO法人ハーティ仙台的な女性相談員が、人間関係で悩む女性の個別相談に応じます。ひとりで悩まず、相談ください。	■申込 相談日前日15時までに電話予約 ※託児はありませんのでご注意ください。 ■問 宮城県東部保健福祉事務所母子・障害班 ☎95-1431
稼働世帯のための休日弁護士相談会	9月6日(土) 10時～15時 参加無料	東松島市地域交流プラザ	東松島市内にお住まいで、平日相談窓口に来所することが困難な方、生活の困りごとや不安を抱えている方を支援するため、休日弁護士相談会(定員8名)を開催します。法律相談以外の相談も相談支援員が対応します。希望者には食料提供をします。	■申込 電話または左記の二次元コードから申込 ■問 くらし安心サポートセンター ☎98-6925

国民ねきんだより
～年金受給者のみなさまへ～

戸籍法および住民基本台帳法の改正により、本籍地の市区町村長から、順次、戸籍・住民票に記載される予定の「氏名の振り仮名」が通知されます。通知された「氏名の振り仮名」を変更・訂正する届出を行った場合、年金の受取金融機関の口座名義(フリガナ)の変更が必要になる場合があります。以下の内容を確認ください。

通知された戸籍の氏名の振り仮名を変更しますか？

変更する

年金を受給していますか？

受給している

金融機関の口座名義(フリガナ)の確認が必要です。

変更しない

受給していない

年金関係の手続きは不要です。

年金の受取先金融機関の口座名義(フリガナ)が、変更後の氏名の振り仮名と相違していると、年金の支払いが一時的に止まる場合があります。受取金融機関の口座名義の変更が必要な方に対しては、日本年金機構から「氏名変更のお知らせ」(口座名義変更の案内)をお送りします。「氏名変更のお知らせ」が届いた場合は、金融機関の窓口等で口座名義(フリガナ)の変更手続きが必要です。不明な点は、下記に問い合わせください。

日本年金機構ホームページ

■問 日本年金機構石巻年金事務所 ☎22-5115(自動音声案内)
市民生活課国保・高齢医療・年金係 ☎内線1337

消費生活情報
～米穀転売規制が始まっています～

農林水産省からの発表で、6月23日から米穀転売規制が始まっています。昨年と比較して一般小売店で販売されているお米の値段が倍になっており、政府備蓄米の放出などありますが依然として高値のまま推移しています。

新型コロナウイルス感染症が流行し始めた頃に、マスクが不足しフリマサイトやインターネット等で高額な価格で販売されたことがありました。

今回のお米不足でも、高額な価格で転売していることが問題視され、国民生活安定緊急措置法(オイルショック時のトイレトペーパー、コロナ時のマスク等と同じ)に基づき転売規制がされています。

小売事業者等 ※1

個人または事業者

販売禁止※2

最終消費者

※1一般消費者に対して直接販売をする集荷業者・卸売事業者・農家・個人も含む
※2店舗・フリーマーケット・露店・インターネット等を通じた不特定多数又は多数の者への販売行為、取得価格を超える価格での譲渡を禁止する「罰則規定あり」

インターネットでお米を安く売っているサイトに注文したところ、詐欺サイトだったという被害も増えています。詐欺サイトだった場合、お米は届かず、代金も戻りません。ブランド品等を激安と宣伝する詐欺サイトと同じく、十分注意してください。

～お買い物や契約で、心配なときや困ったときは相談窓口へ～

■問・相談先 市役所矢本庁舎1階 市民生活課消費生活相談窓口
月・水・金曜日(祝日を除く)9時～15時 ☎内線1294
火・木曜日は東部地方振興事務所県民サービスセンター(石巻合同庁舎内)☎93-5700(平日)または消費者ホットライン 188
直接相談に行く場合は、事前に空き状況を確認してください